



最大30万円を支給!!

交付対象拡大中

平塚市中小企業等 賃上げ応援奨励金

従業員の賃金(基本給)を
上げる事業者を応援します!!

待遇改善

従業員のモチベーションアップ

物価高騰対策

人材の流出防止

平塚市の
中小事業者
向け

令和7年度より従業員数・基本給の賃上げ率の要件を緩和し、交付対象を拡大しています。

交付要件

従業員数が**5人以上**の中小事業者

基本給を**1.5%以上増加**

対象

① 市内に事業所を有し、常時雇用する**従業員が5人以上**である
中小事業者であること

対象拡大!

② 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、
従業員の**基本給(手当で・割増賃金・賞与・退職金を除く)**を
一度の改定で1.5%以上増加させた事業者であること

対象拡大!

問い合わせ

平塚市産業振興課 企業支援・労政担当

☎ 0463-21-9758(平日8時30分から17時まで)

✉ sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

制度の詳細は
こちら →



申請期間

令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)まで 当日消印有効

※申請は1事業者につき1回限り。なお、予算の範囲を超えた場合は、期間内に受付を終了することがあります。
※令和5～6年度に申請した事業者であっても、要件を満たしていれば申請可。

奨励金額

以下の要件に応じた奨励金額(10万円～30万円)

要件と奨励金額

要件			
	従業員数	基本給の 1人平均増加率	賃上げより前の基本給と 賃上げ以後の基本給との 1年間の差額の合計金額
区分	5人以上 10人未満	1.5%以上2.5%未満	20万円
		2.5%以上	30万円
	10人以上	1.5%以上2.5%未満	40万円
		2.5%以上	60万円

交付の流れ

事業者	全従業員の基本給を改定
事業者	奨励金交付申請書等の提出 (※原則、郵送に限る。)
平塚市	申請書類の審査、交付・不交付決定 奨励金交付決定通知書の送付
事業者	奨励金の請求
平塚市	奨励金の振込

必要書類

次の①～⑦の書類をすべて揃えて、提出してください。

- ① 平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業者情報調書(第2号様式)
- ③ 平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金誓約書(第3号様式)
- ④ 【法人の方】現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し
【個人事業主の方】確定申告書の写し ※創業期の場合は開業届の写し
- ⑤ 就業規則
- ⑥ 賃上げしたことが確認できる書類として、
「従業員へ賃上げ実施を表明したことを証明する書面」及び、
従業員代表者の賃金台帳(賃上げ前・賃上げ後)を添付。
- ⑦ 申請日から3か月以内に発行された市税完納証明書の写し
平塚市固定資産税課(平塚市役所本館2階214番窓口)にて取得してください。

※その他必要な書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

書類の提出先

次の宛先まで、郵送で
お送りください。

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号
平塚市産業振興部産業振興課
平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金 担当 宛

注:書類に不足や不備がある場合は、原則返送いたします。内容に不備等がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。
また、申請書の受領後、交付決定まで2週間程度かかります。

中小企業向け

賃上げ税制のご案内

賃上げに取り組む企業に対して、国は税制や補助制度により支援しています。平塚市中小企業等賃上げ応援奨励金をきっかけに、国等の支援制度のご利用をご検討ください。その他、賃上げに関する支援情報については、国のホームページをご確認ください。